

ラクラス可睡の杜レジデンス運営規程（特定施設入居者生活介護）

（事業の目的）

第1条 遠州鉄道株式会社が設置するラクラス可睡の杜レジデンス（以下「事業所」という。）においてこの事業所が実施する特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、特定施設サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」（平成25年静岡県規則第9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ラクラス可睡の杜レジデンス
- (2) 所在地 静岡県袋井市可睡の杜51番7号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、生活指導その他の特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、看護その他の特定施設入居者生活介護の提供に当たる。

- (4) 介護職員 13名以上
介護職員は、介護その他の特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
- (5) 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成及び説明その他の特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練その他の特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
- (7) 事務員 1名以上

(利用定員、居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護の利用定員、居室数は次のとおりとする。

- (1) 居室数 全室個室 50室
- (2) 利用定員 50名 (介護予防特定施設入居者生活介護の利用者を含む)

(特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合の額とする。

- (1) 入浴 (2回)、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) レクリエーション等の実施

2 事業所は前項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) おむつ代等 (実費)
- (2) 週2回を超える入浴 1回1,905円 (税別)
- (3) その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるもの

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

4 特定施設入居者生活介護についての記録を利用者及びその関係者は所定の手続きを経ていつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には実費負担とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 事業所は利用者の身体的・精神的・医療依存度に応じて、介護居室の移動を検討する。その際は、管理者及び生活相談員等で会議を設け、利用者及びその家族の同意の上、実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 通所介護施設と併設のため、特定施設入居者生活介護の規程を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(苦情処理)

第10条 特定施設入居者生活介護の提供にかかる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した特定施設入居者生活介護に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、消防法に基づく消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、管理者が担当者となり次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 特定施設入居者生活介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、遠州鉄道株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。